# 岩 手 県 子 育 てポータルサイト・子 育 てアプリ 構 築 及 び広 報 業 務

## 技術提案書作成要領

令 和 3 年 7 月岩 手 県

#### 1 技術提案書として提出する資料の種類

本入札に係る技術提案書として、以下の(1)から(2)をもって一式とする。本書及び 各様式に示す留意事項に従い記述すること。

(1) 提案書 任意様式

(2) 付属資料 任意様式

#### 2 全般的な留意事項

- (1) 技術提案書は、本企画コンペにおいて見積書とともに受託予定者決定のための評価対象となる。したがって、提案内容を適切に評価できるよう、具体的に分かりやすく記述すること。
- (2) 技術提案書の記載内容は、全て本調達の範囲として見積価格で実施できるものと みなすので、見積価格で実施可能な内容を記述すること。将来的な拡張性等、本調 達の範囲外の作業について触れる必要がある場合には、その理由と範囲を明示した 上で記述すること。
- (3) 業務仕様書に示した要求事項に対応する内容の記述がなされていない場合、該当する評価項目を採点できない場合があるので、注意すること。
- (4) 技術提案書に記載する日付は作成日とすること。
- (5) 提出した技術提案書の修正、再提出、追加または撤回をすることはできない。
- (6) 技術提案書の作成等に係る費用は、入札参加者の負担とする。

#### 3 技術提案書作成上の留意事項

- (1) 各々の様式に従い作成すること。
- (2) 言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法に従うこと。
- (3) 正本として $1 \underline{n}$ 並びに副本として $\underline{8} \underline{n}$ を紙媒体文書で、また $\underline{n}$ 電磁記録媒体文書  $\underline{n}$ 部を作成すること。
- (4) 文章を補完するために、図表等を使用してもよい。
- (5) 評価者が提案内容を適正に評価できるよう、以下の項目に配慮すること。
  - ア 技術的専門家のみでなく、業務部門の代表者も評価者となるので、技術的専門用 語を用いる場合には解説を加える等、理解しやすい内容とすること。
  - イ 業務仕様書に示す要求範囲を超える提案(業務機能の追加提案等)を行う場合に は、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。

なお、要求範囲を超える提案であっても、本業務の範囲内で行える提案のみ記載 すること。

- ウ 業務仕様書に例示する県の想定と異なる提案を行う場合には、これらを比較し、 その長所短所を分かりやすく記述すること。
- エ その他、必要に応じ付属資料を添付することは差支えない。

### 4 提案書記述要領

提案内容が業務仕様書や技術提案書評価表のどの項目に対するものかを理解し、また 各企画コンペ参加者の提案を適正に比較し評価するため、提案書の構成は、業務仕様書 の構成に沿っていることが望ましい。

特に、技術提案書評価表の各項目について、対応する記述がどこにあるのかが分かる よう配慮すること。